

○函南町町民カレンダー広告取扱要領

平成20年7月15日告示第70号

改正

平成28年4月1日告示第47号

函南町町民カレンダー広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、函南町広告掲載要綱(平成20年函南町告示第69号。以下「要綱」という。)に基づき、町が発行する町民カレンダーへの広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載枠の位置)

第2条 広告掲載枠の位置は、町民カレンダーの各月日付欄の下段とする。

(広告掲載枠の規格)

第3条 広告掲載枠の規格は、1枠につき縦50ミリメートル×横160ミリメートルとし、各月2枠設ける。ただし、広告代理店による募集により広告枠を運営する場合の広告掲載枠の規格は、この限りでない。

(広告の掲載料金)

第4条 広告の掲載料金(以下「掲載料金」という。)は、1枠当たり15,000円とする。ただし、広告代理店による募集により広告枠を運営する場合の掲載料金は、別に定める。

(広告掲載の申込み)

第5条 町民カレンダーへの広告の掲載を希望するものは、要綱第7条に規定する広告掲載申込書を町が指定する期日までに、広告原稿を添えて申し込むものとする。

(掲載料金の納付)

第6条 要綱第8条第1項の規定により広告の掲載の決定を受けたもの(以下「広告主」という。)は、掲載料を町の指定する期日までに一括納付しなければならない。ただし、広告代理店による募集により広告枠を運営する場合は、この限りでない。

(広告主の責任)

第7条 広告主は、掲載された広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

2 第三者から広告に関して損害を被った旨の賠償請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

附 則

この要領は、平成20年7月15日から施行する。

附 則(平成28年4月1日告示第47号)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。